

## 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書の検討結果（案）の修正案

委員 島村健

| 事務局案  | 修文案   |
|---|---|
| (6)課題<br><p>・本事業は、設備の高効率化により二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位を現状より大きく減少させるものであると認められるが、施設の稼働に伴い年間 421 万トンの二酸化炭素を排出する計画であるため、準備書に記載した脱炭素燃料や CCU・CCUS に加え、今後新たに実用化されるものも含めた火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程の検討状況について、本計画施設が立地する地域の地球温暖化対策を所管する自治体に対して継続して説明・協議し、これらの技術の具体的な導入方針を可能な限り速やかに示して、実行に移す必要がある。また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討する必要がある。</p> | (6)課題<br><p>・本事業は、設備の高効率化により二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位を現状より大きく減少させるものであると認められるが、施設の稼働に伴い年間 421 万トン <u>もの</u>二酸化炭素を排出する計画である <u>うえため、2030 年代後半までは脱炭素燃料の導入や CCU・CCUS の付置も予定されていないことから、それらの対策が実現するまでの間、電力事業を営む事業者として、電力事業の脱炭素化にかかる国の計画や目標と整合するような取組を進めるということを具体的な根拠をもって示す必要がある。国連環境計画の報告書などで、この 10 年（2030 年まで）の排出削減の取組がパリ協定の目的を達成するために極めて重要であると指摘されている中で、高効率とはいえる、今後長期にわたり利用することが想定される（しかもこの 10 年は上記のような排出削減対策が行われない）大規模排出源を新設する以上、事業者において、①電力事業の脱炭素化に関する国の計画や目標、②事業者自身が加盟する電力事業低炭素社会協議会の「カーボンニュートラル行動計画」に掲げられた目標、さらには、③事業自身の「ゼロカーボンロードマップ」の目標に向けて具体的な取組がなされていることを示す必要があるからである。</u><br/><u>また、準備書に記載した脱炭素燃料や CCU・CCUS に加え、今後新たに実用化されるものも含めた火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入の</u></p> |

・準備書においては、事業者が定めた2030年度の排出削減目標と本事業との整合性について、具体的に示されていない。そのため、事業者が掲げる「2030年度における事業活動による温室効果ガス排出量を2013年度比で70%削減」という目標を達成するための2030年度の事業者全体の電源構成の見通し、及びその見通しにおける本事業の位置づけについて、評価書又は本計画施設の稼働開始までの間のできるだけ早い段階において具体的に示す必要がある。また、長期脱炭素電源オーケーションに応札する際に事業者が示したロードマップのスケジュールに沿って本件発電所を確実に脱炭素化するなど、2050年までのカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に実施していく必要がある。

方策や工程の検討状況について、本計画施設が立地する地域の地球温暖化対策を所管する自治体に対して継続して説明・協議し、これらの技術的具体的な導入方針を可能な限り速やかに示して、実行に移す必要がある。また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討する必要がある。

・本審査会は、方法書に対する大阪府知事意見に先立つ答申において、「本計画は、既設発電所と比較して高効率の発電所ではあるものの、稼働に伴い大量の二酸化炭素を排出するものであることから、事業者は、今後、準備書段階で、2050年及び2030年の事業者の電源構成が、カーボンニュートラル目標及び排出係数にかかる上記目標と整合的なものであることを、できる限り詳細な合理的根拠をもって示す必要がある」と述べたところである。しかし、準備書においては、上記①～③の事業者が定めた2030年度の排出削減目標と本事業との整合性や、2050年及び2030年の事業者の電源構成について、具体的に示されていない。そのため、事業者が掲げる「2030年度における事業活動による温室効果ガス排出量を2013年度比で70%削減」という本審査会としては、①～③の目標を達成するための2030年度の事業者全体の電源構成の見通し、及びその見通しにおける本事業の位置づけについて、具体的に示されていないことは、遺憾といわざるえない。評価書又は本計画施設の稼働開始までの間のできるだけ早い段階において具体的に示す必要がある。また、長期脱炭素電源オーケーションに応札する際に事業者が示したロードマップのスケジュールに沿って本件発電所を確実に脱炭素化するなど、2050年までのカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に実施していく必要がある。

指摘事項 125 頁

## 7. 温室効果ガス等

### (1)

本事業は、設備の高効率化により二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位を現状より大きく減少させるものであると認められるが、施設の稼働に伴い年間 421 万トンの二酸化炭素を排出する計画であるため、準備書に記載した脱炭素燃料や C C U S に加え、今後新たに実用化されるものも含めた火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程の検討状況について、本計画施設が立地する地域の地球温暖化対策を所管する自治体に対して継続して説明・協議し、これらの技術の具体的な導入方針を可能な限り速やかに示して、実行に移すこと。また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

## 7. 温室効果ガス等

### (1)

本事業は、設備の高効率化により二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位を現状より大きく減少させるものであると認められる ものが、施設の稼働に伴い年間 421 万トン もの二酸化炭素を排出する計画である 以上ため、  
本事業について、環境保全の見地から適正な配慮がなされていると判断  
するためには、事業者全体として、温室効果ガスの排出削減に関し、少な  
くとも国の 2030 年の電源構成にかかる見通しや温室効果ガス排出削減目  
標、2050 年のカーボン・ニュートラル目標と整合的な目標が定められ、そ  
れに向けた取組が行われているということが具体的に示されなければならない。

2030 年の電源構成については、エネルギー供給構造高度化法に基づく判  
断基準において、小売電気事業者等については、2030 年度における非化石  
電源の比率を 44% 以上とすることが求められている。また、事業者も加入  
している電気事業低炭素社会協議会は、「カーボンニュートラル行動計画」  
において、2030 年時点での国全体での排出係数を 0.25kg-CO2/kWh とす  
ることを定めている（これは、2030 年の日本全体の電源構成のうち非化石電  
源が占める割合が、エネルギー長期需給見通しが想定する 59% となること  
を想定した数字である）。

準備書に記載した脱炭素燃料や C C U S に加え、今後新たに実用化される  
ものも含めた火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入の方策や工程の検討  
状況について、本計画施設が立地する地域の地球温暖化対策を所管する自  
治体に対して継続して説明・協議し、これらの技術の具体的な導入方針を

(2)

準備書においては、事業者が定めた 2030 年度の排出削減目標と本事業との整合性について、具体的に示されていない。そのため、事業者が掲げる「2030 年度における事業活動による温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 70% 削減」という目標を達成するための 2030 年度の事業者全体の電源構成の見通し、及びその見通しにおける本事業の位置づけについて、評価書又は本計画施設の稼働開始までの間のできるだけ早い段階において具体的に示すこと。また、長期脱炭素電源オーケーションに応札する際に事業者が示したロードマップのスケジュールに沿って 本件発電所を確実に脱炭素化する など、2050 年までのカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に実施していくこと。

~~可能な限り速やかに示して、実行に移すこと。また、これらの新たな技術を導入する際には、その環境影響について適切に予測及び評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。~~

(2)

準備書においては、高度化法が定める非化石電源目標、「カーボンニュートラル行動計画」が掲げる排出原単位目標への事業者の寄与、事業者自身が定めた 2030 年度の排出削減目標と本事業との整合性について、具体的に示されていない。そのため、本審査会は、少なくとも 2030 年度に向けた温室効果ガスの排出削減の取組について、本事業が、環境保全の見地から適正な配慮をしたものであると判断することはできない。2030 年度はわずか 5 年後であり、事業者は 2030 年度の電源構成（自社分・他社分）について少なくとも設備容量ベースでは確度の高い見通しをもっていると想定される。にもかかわらず、この点が準備書に記載されず、また、審査会の審議資料として提供されなかつたことは残念である。事業者が掲げる「2030 年度における事業活動による温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 70% 削減」という目標を達成するための 2030 年度の事業者全体の電源構成の見通し、及びその見通しにおける本事業の位置づけについて、評価書又は本計画施設の稼働開始までの間のできるだけ早い段階において具体的に示すこと。  
また、

(3)

2050 年に向けた取組みとしては、長期脱炭素電源オーケーションに応札する際に事業者が示したロードマップのスケジュールに沿って 本件発電所を確実に脱炭素化する など、2050 年までのカーボンニュートラルに向けた取組みを着実に実施していくこと。

以上